

# 審 査 基 準

平成 2 8 年 1 月 1 4 日 作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 2 条 第 3 項 において 準用 する 第 2 2 条 第 6 項
処 分 の 概 要 : 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 再 交 付
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 熊 本 県 公 安 委 員 会
法 令 の 定 め : 警 備 業 法 施 行 規 則 第 6 3 条 、 第 4 3 条 第 3 項 ( 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 再 交 付 の 申 請 )
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日
申 請 先 : 機 械 警 備 業 務 管 理 者 資 格 者 証 の 交 付 を 受 け た 警 察 署 の 生 活 安 全 課 ( 係 )
問 合 せ 先 : 申 請 先 の 警 察 署 の 生 活 安 全 課 ( 係 ) 熊 本 県 警 察 本 部 生 活 環 境 課 ( 電 話 番 号 : 096-381-0110 )
備 考 :